



■ 目次

- ◆ 申長雨が記者団の質問への回答—特許、商標の新しい動向
- ◆ 「中華人民共和国外商投資法」の可決について

I. 申長雨が記者団の質問への回答—特許、商標の新しい動向

中国の第十三回全国人民代表大会(全人代)二回会議プレスセンターは3月11日、「市場監督・管理の強化と市場秩序の擁護」に関する記者会見を開き、張茅(ちょう・ぼう)国家市場監督管理総局長、焦紅(しょう・こう)国家薬品監督管理総局長、申長雨(しん・ちやうう)国家知識産権局長が内外記者の質問に答えた。

記者会見Q&A(抜粋)

高価値特許の審査期間を更に15%短縮

Q: 知的財産権の審査品質と審査効率の向上に関する進捗状況

A(申長雨): 知的財産権の審査品質と審査効率の向上に関して、昨年開催された第一回中国国際輸入博覧会で、習近平主席より重要な指示が出され、国務院もそれに対応する措置を取り決めた。国家市場監督管理総局と国家知識産権局は習近平主席の重要な指示及び党中央、国務院の措置を徹底的に実行し、明確な作業計画を策定した。例えば、5年間以内に商標出願の審査期間を過去の8ヶ月から4ヶ月以内へ短縮し、現在の「OECD」(経済合作と発展組織)諸国の最速レベルに達し、発明特許の平均審査期間を1/3、高価値発明特許の審査期間を半分以上に短縮し、世界中の最速レベルに達すよう、昨年より改革を進んできた。

当該目標を実現するために、国家知識産権局は一連の措置を実施した。まず、審査官チームを強化し、審査能力及び審査レベルを高める。第二、審査業務の情報化レベルを全面的に高め、スマート審査システムの建設を加速化させ、情報技術を利用して審査品質と審査効率を向上させる。第三、審査業務の管理プロセスを更に最適化し、短周期の精細化管理を採用し、審査品質と審査効率を向上させる。第四、審査業務の構想と運営方式を一層革新する。例えば、まとめ審査と早期審査の導入で審査品質と審査効率を高める。上述の一連措置の採用で既に著しい成果が取得された。昨年末、商標出願の審査期間を過去の8ヶ月より6ヶ月以内へ短縮でき、高価値発明特許の審査期間も10%短縮できた。同時に、審査品質も安定的に強化し、審査の社会的満足度は絶えずに向上している。

今年、社会的ニーズを一層満足するために、更に努力して、年末まで、商標出願の審査期間を6ヶ月以内から5ヶ月以内へ短縮し、高価値発明特許の審査期間を昨年の10%短縮より、更に15%圧縮する。

特許法改正手続き、年内完了へ

Q: 知的財産権侵害の懲罰的損害賠償制度の構築は現在どのような成果が達成されたか。イノベーションを更に促進するため、どのような改正内容が期待されるか。

A(申長雨): 知的財産権侵害の懲罰的損害賠償制度の構築は、知的財産権保護を強化するための重要な施策の一つである。今回の特許法改正において、知的財産権の保護を強化し、懲罰的損害賠償制度を完備し、権利侵害の違法コストを大幅に増加し、故意の侵害行為に対し、最高5倍の懲罰的損害賠償を規定し、侵害者に手痛い打撃を与える。現時点、特許法改正の全体的な進捗はスムーズである。周知のように、中国特許法は施行して以来、3回の改正が行われたが、今回の改正は4回目である。特許法第4回改正の改正案(草案)は昨年12月に国務院常務会議で可決され、現在全人代の第一回審議が行われ、今年の年内に改正される見込みである。今回の法改正は科学技術成果の転化、イノベーションの促進に重大な意義があり、発明者を激励し、イノベーションの成果を保護し、イノベーションの成果の転化と運用をよりよく促進する。

日時: 2019年3月12日

情報ソース: 知識産権那点事児

II. 「中華人民共和国外商投資法」の可決について

3月15日、第十三回全国人民代表大会二次会議において、「中華人民共和国外商投資法」が可決された。この法律は2020年1月1日から施行され、同時に「中華人民共和国中外合資経営企業法」、「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国中外連携経営企業法」は廃止される。

「中華人民共和国外商投資法」は合計42の条文を含む。広く注目されている技術移転及び知的財産に関する規定としては、例えば以下の条文がある。

第十五条

国家は、外商投資企業が法律に照らして標準の策定活動に平等に参加できることを確保し、標準策定の情報開示及び社会監督を強化する。国家が策定した強制的標準は、外商投資企業に平等に適用される。

第十六条

国家は、外商投資企業が法律に照らして公平な競争により政府調達活動に参加できることを確保する。政府調達は法律に照らして、外商投資企業が中国の国内において生産する製品、提供するサービスを平等に取り扱う。

第二十一条

中国の国内における外国投資者の出資、利益、資本利得、資産売却による収入、知的財産権の実施許諾料、法律に照らして取得した補償又は賠償、清算による収入は、法律に照らして自由に人民元または外国為替で入金、送金することができる。

第二十二條

國家は、外國投資者及び外商投資企業の知的財産権を保護し、知的財産権者及び関係権利者の適法な權益を保護する。知的財産権侵害行為に対しては、法律に照らして法的責任を厳しく追及する。

國家は、外商投資において、自主的原則及びビジネスルールに基づいて技術連携を行うことを奨励する。技術連携の条件は、公平原則に従い、投資者間の平等な協議によって決定される。行政機関及びその係員は、行政手段により技術譲渡を強制してはならない。

第二十三條

行政機関及びその係員は、職務履行中に知った外國投資者、外商投資企業の営業秘密について、法律に照らして秘密保持しなければならない、漏洩したり、不法に他人に提供したりしてはならない。

第二十四條

各級の人民政府及びその関係部門の外商投資に関する規范文書の策定は、法律法規の規定に適合しなければならない。法律、行政法規に根拠がない場合、外商投資企業の適法な權益を減らしたり、その義務を増やしたりしてはならず、市場の参入及び撤退の条件を設定してはならず、外商投資企業の正常な事業活動を干渉してはならない。

第三十九條

外商投資への促進、保護及び管理活動において、職権の濫用、職務の不作为、便宜供与をしたか、又は職務履行中に知った営業秘密を漏洩したり、不法に他人に提供したりした行政機関の係員に対して、法律に照らして処分を与える。犯罪となった場合には、法律に照らして刑事責任を追及する。

「外商投資法」の可決は、中国と米国、EUなどとの通商摩擦と密接な関係がある。上記の規定は、貿易紛争を解決する上でポジティブな意味を有すると思われる。

情報ソース: 林達劉事務所の整理により



責任者: 代表取締役 弁護士 弁理士 魏 啓学 (Chixue WEI)
社長 弁理士 劉 新宇 (Linda LIU)
担当者: 張 芬芳 (Joyce ZHANG) 張 輝 (Ashley ZHANG)

北京林達劉知識產權代理事務所 企画室
(Business Development Department, LINDA LIU & PARTNERS)
〒100013 中国北京市東城区北三環東路36号 北京環球貿易中心C座16階
Tel: 86-10-5825-6596 (WEI) 86-10-5825-6089 (LIU) 86-10-5825-6366 (代表)
Fax: 86-10-5957-5201 (代表)
E-mail: office@lindapatent.com
Website: <http://www.lindapatent.com>